

改正

令和 5 年 3 月22日 条例第 2 号

令和 5 年12月21日 条例第26号

鹿沼市空家等対策の推進に関する条例

鹿沼市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年鹿沼市条例第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家化の防止、危険な空家等による被害を回避するための措置等に関し必要な事項を定めることにより、本市の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 空家化の防止 建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地が空家等となること並びに空家等が特定空家等（不特定の者が建築物又は敷地に侵入することにより犯罪、火災等を誘発するおそれが高い空家等を含む。以下同じ。）となることを防止することをいう。

（2） 空家等対策 空家等（その跡地を含む。以下同じ。）の活用、空家化の防止その他法及びこの条例の規定に基づき市長が実施する空家等に関する対策をいう。

（自主的な解決との関係）

第 3 条 この条例の規定は、空家等の所有者等と当該空家等により被害を受け、又はそのおそれのある者との間で、自主的な解決を図ることを妨げない。

（情報の提供）

第 4 条 何人も空家等対策に資すると認めるときは、市長に対し、空家等に関する情報を提供することができる。

（空家等対策計画）

第 5 条 市長は、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、鹿沼市空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ鹿沼市空家等対策審議会（以下「審議会」と

いう。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、計画を定めたときは、法第7条第12項の規定に基づき、当該計画を一般の閲覧に供するとともに、市のホームページにおいて公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(審議会)

第6条 この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項及び市長の諮問する空家等対策についての重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 前号に掲げる事項のほか、空家等対策に関すること。

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 不動産鑑定士

(3) 建築士

(4) 空家等対策に関する知識経験を有する者

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第7条 市長は、空家等に関する正確な情報を把握し、空家等対策を効果的かつ効率的に実施するため、法第11条の規定に基づき、空家等に関するデータベースを整備するものとする。

2 市長は、空家等対策に必要な限度において、前項のデータベースに登録された情報を市民、関係機関、関係団体等(次条第2号において「市民等」という。)に提供し、又は市のホームページにおいて公表することができる。

3 市長は、前項の規定により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報を提供し、又は公表する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(空家化の防止)

第8条 市長は、空家化の防止を促進するため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 空家化の防止の促進に必要な調査研究及び情報収集を行うこと。
- (2) 前号の調査研究及び情報収集により得られた情報を市民等に提供すること。

(空家等の活用)

第9条 市長は、空家等の活用を促進するため、法第15条の規定に基づき、次に掲げる対策を講ずるものとする。

- (1) 空家等に関する情報及び空家等の活用に必要な情報の収集を行うこと。
- (2) 空家等を活用しようとする者に対して、前号の規定により収集した情報を提供すること。
- (3) 所有者等と空家等を活用しようとする者との間の連絡調整を行うこと。

(管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に係る意見聴取)

第10条 市長は、次に掲げる措置を講じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第13条第2項又は第22条第2項の規定による勧告
- (2) 法第22条第3項の規定による命令
- (3) 法第22条第9項又は第10項の規定による代執行

(緊急安全措置)

第11条 市長は、空家等が市民の生命、身体又は財産に被害を及ぼすことが明らかな場合であって、緊急に当該被害の発生を防止する必要があると認めるときは、当該被害を回避するための必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること（第3項及び第4項において「緊急安全措置」という。）ができる。

2 前項の規定は、法第22条第11項の規定の適用があるときは、適用しない。

3 市長は、緊急安全措置を行った場合は、規則で定める事項を当該緊急安全措置に係る所有者等に通知するものとする。この場合において、市長は、当該所有者等又はその所在を確知できないときは、当該事項を告示するものとする。

4 市長は、緊急安全措置を行った場合は、当該緊急安全措置に要した費用を当該緊急安全措置に係る所有者等から徴収しなければならない。

5 市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた第10条の措置については、同条の規定により審議会の意見を聴いてされたものとみなす。

(鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年鹿沼市条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和5年3月22日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月21日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。